

令和7年1月20日

令和7年・8年度 生涯学習センター役員選挙実施要綱

選挙管理委員会
委員長 西守 隆

選挙規程第3条の定めるところにより、役員候補者選挙実施に関する事項を実施要綱として定める。

1. 選挙すべき職と定数

役員候補者 9名
監事候補者 1名

2. 選挙人、被選挙人について

(1) 投票者は選挙人、立候補者は被選挙人でなければならない。

(2) 選挙人及び被選挙人の資格について

1) 選挙人は令和7年1月20日(月)の時点において、社員(代議員)として登録されているものとする。

ただし、選挙人は被選挙人を兼ねることはできない。選挙人が被選挙人となった場合、投票権を失うものとする。

2) 被選挙人は、①令和7年1月20日(月)において、正会員として登録されている者、②登録理学療法士の取得者及び更新者であることの①②の条件を満たすものが被選挙権(立候補できる権利)を有します。

ただし、以下の者は被選挙人の資格を有しない。

- ・休会者
- ・会員資格が停止されている者

(3) 選挙人、被選挙人名簿の作成

令和7年1月20日(告示日)の時点の会員台帳をもとに選挙人名簿及び被選挙人名簿を作成する。

3. 選挙の告示について

(1) 役員候補者選挙の告示日は、令和7年1月20日(月)とする。

役員候補者選挙の告示は、府士会ホームページに掲載するとともに、府士会ニュースと同封される郵送物に告示文書を封入して通知する。

(2) 上記(1)に従い、ホームページ管理担当者には、告示日に掲載できるように事

前に提出する。

4. 立候補の受付について

(1) 受付時期

- 1) 立候補受付期間は、令和 7 年 1 月 27 日（月）正午～令和 7 年 2 月 3 日（月）正午とする。
- 2) 立候補受付期間以降の立候補の辞退は、選挙管理委員長に辞退届（雛形なし）を提出する。

(2) 受付順位

受付順位は、当該候補者における最終受付時刻順とする。
ただし、名簿掲載順位に関しては、抽選による。

(3) 受付数が定数に満たない場合

立候補者が定数に満たない場合は、選挙規程第 9 条（4）に従い、理事会が理事および監事を選任する。

(4) 立候補届の届出方法

- 1) 届出は Web のみとする。
- 2) 包括的会員管理システムのマイページ から、立候補の届出を行う。
- 3) マイページログイン後、令和 7 年 1 月 20 日現在の協会登録の氏名、会員番号、所属等が自動表示される。自動表示された内容の一部 は変更ができない。
- 4) 立候補趣旨および府士会活動歴は 指定された箇所に入力する。
- 5) 立候補趣旨および府士会活動歴は全角のみで 1000 字以内とし、最大 40 字 × 最大 25 行 の枠内に 収まるように作成する。
- 6) 名簿掲載順位を決定するための抽選 回数（1 ～9 ）を入力する。
- 7) 写真
本人のみ、上半身、脱帽、カラー、告示日から 3 ヶ月以内に撮影されたもの、デジタルデータの形式は JPEG とし、容量は 2 メガバイト以内とする。

5. 立候補届の受理について

(1) 受付

立候補受付終了時点の状態をもって最終受付とする。Web による受付が完了すると、メールが自動送信されるが、これはあくまでも手続きを受け付けたとの意であり、立候補届の正式受理を意味するものではない。

(2) 受理

立候補受付後、選挙管理委員会による審査を経て、正式に立候補届が受理された際には、立候補届で受理書を交付する。また受理後であっても明らかな虚偽記載や選挙違反等が発見された場合は受理を取り消すことがある。

6. 立候補者一覧及び選挙公報について

(1) 立候補者公表

立候補者の氏名や趣旨の公表については、令和7年2月17日(月)を目途に府士会ホームページ(生涯学習センターHP)上に掲載する。立候補者名簿掲載順、選挙公報掲載順、投票画面氏名掲載順は同一とし、それらについては、立候補届受理後、抽選により決定する。

7. 選挙運動

(1) 注意事項

立候補者及びその応援をする者は、公序良俗に反する選挙運動、公職選挙法に抵触する運動をしてはならない。これに違反したと選挙管理委員長が判断した場合は、状況により厳重注意、戒告勧告、立候補取消しを行うことがある。

- ・電子メールを利用した選挙運動は、選挙人および被選挙人ともに禁止する。
- ・悪質な誹謗中傷行為および選挙運動期間外(立候補者公表前、投票開始日以降)の選挙運動は禁止する。具体的な選挙運動の内容については、別紙「役員候補者選挙 選挙運動について」参照

(2) 選挙運動期間

選挙運動期間は、立候補者公表～投票開始前日までとする。

8. 投票について

(1) 投票期間：令和7年2月24日(月祝)正午～3月16日(日)正午

(2) 投票方法：府士会ホームページの投票サイトへアクセスをする。選挙規程9条(2)に従い、理事候補者の投票は定数連記方式2名、監事候補者の投票は定数単記方式1名とする。

(3) 定数を超えて投票した場合は、これを受け付けない。

(4) 立候補者が定数以内の場合は投票を行わない。

9. 開票について

(1) 開票日

令和7年3月16日(日)正午以降、大阪府理学療法士会事務所もしくは関西医療学園専門学校にて行う。

(2) 開票立会人の選出

- 1) 開票立会人は、選挙管理委員会が任意で選出した立候補者によって推薦された者3名とする(府士会役員選挙と重複可)。
- 2) 立会人は、大阪府理学療法士会の正会員でなければならない。

- 3) 立会人の不足がある場合、選挙管理委員より推薦して選出する。
- (3) 投票データの保管について
- 1) 投票期間中は、選挙管理委員長及びシステム管理者（会員以外）のみ投票システム管理画面にアクセスできる。
 - 2) 選挙管理委員長は、開票日に選挙管理委員と開票立会人の立会いのもと、投票データをダウンロードする。
 - 3) 選挙管理委員長の指名により、システム管理者（会員以外）が投票システムを操作することができる。
- (4) 当選（人）について
- 1) 定数連記投票では、得票数の多い者から順に、役員定数（理事 9 名、監事 1 名）に相当する数の者までを当選人とする。
 - 2) 立候補者が定数以内の時は投票を行わず、当該選挙の候補者をもって当選とする。
 - 3) 当選最下位同数得票数については、開票終了後 1 週間以内に選挙管理委員会が指定した場所において、立候補者によるくじにより、当選人を決定する。くじ引き参加できない立候補者は他の者に委任することができる。
 - 4) 当選者が当選の日から任期期間中の間の死亡、退会、もしくは正当な事由で辞任、または辞退のときには、当該選挙における次点(補欠順位 1 位)及び次々点(補欠順位 2 位)の得票者を繰り上げ当選とする。＜選挙規定 10 条 1 項＞
- (5) 選挙結果報告
- 選挙結果は、府士会ホームページ（生涯学習センター）上にて開票日の令和 7 年 3 月 16 日以降に速やかに発表する。

10. 当選証書の発行

当選が確定した後、当選証書を選挙管理委員長の名前で発行し、メールで通知する。

11. 問い合わせ

府士会選挙管理委員長 西守 隆 メールアドレス：nisimori@kansai.ac.jp

選挙方法に関する事項

Web 選挙は、株式会社エム・イ・シー（MEC）社が担当する。同社の i-Vote（選挙システムアイボート）を利用する。

株式会社エム・イ・シー

郵便番号 106-0045 東京都港区麻布十番 4-6-8 二進ビル 2F

TEL: 03-5730-3325